

くまもと結婚応援パスポート事業 協賛店舗等募集要項

1 楽旨

この要項では、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚への機運の醸成を図ることを目的とする「くまもと結婚応援パスポート事業」により、結婚を予定しているカップル又は新婚夫婦に、割引や特典などのサービスを提供する店舗、施設等の募集方法等について定めるものとする。

2 定義

(1) くまもと結婚応援パスポート事業（以下、「本事業」という。）

新婚夫婦又は結婚を予定しているもの（以下、「新婚夫婦等」という。）が、協賛店舗等において、くまもと結婚応援パスポート（以下、「パスポート」という。）を提示することにより、割引やポイントなどの特典サービスを受けることができる事業をいう。

(2) パスポート利用者（以下、「利用者」という。）

本事業に申請した新婚夫婦等をいう。なお、申請時に、それぞれのスマートフォン等に通し番号付きのパスポート画像が配付され、協賛店舗等を利用する際は、二人同時にパスポートを提示することで、サービスを受けることができる。

(3) 協賛店舗等

本事業の趣旨に賛同し、利用者に割引や特典などのサービスを提供する店舗、施設等をいう。

(4) 特典サービス

各協賛店舗等が独自に設定した商品代金、入場料、宿泊料当の割引やポイント加算、金利優遇、ドリンクサービス、プレゼントなどをいう。

(5) 協賛ポスター（ステッカー）

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するポスター（ステッカー）をいう。

3 募集要件

協賛店舗等は、本事業の趣旨に賛同し、熊本県内に所在する店舗、施設等とし、県ホームページ、熊本県結婚・子育て応援サイト「hapi モン」（以下、「hapi モン」という。）及び「聞きなっせ AI くまもとの子育て」の「結婚応援の店」情報（位置情報を含む。）の公開に了承するものに限る。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象とならない。

(1) 各種法令に違反しているもの

（2）事業者の代表者、役員（執行委員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団員であると認められるもの。

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行うもの

- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 消費者金融を営むもの
- (6) 賭博、ギャンブルに関する営業を行うもの
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- (8) その他協賛店舗等として適当でないと認められるもの

4 登録手続き

- (1) 協賛店舗等への登録を希望する事業者等（以下、「協賛事業者」という。）は、hapi モンの入力フォームによる登録申請もしくは別記様式第 1 号により申請するものとする。
- (2) 県は、前号の申込みによる審査の結果を別記様式第 2 号により登録希望者に通知する。
また、登録を決定した場合は、協賛ポスター（ステッカー）を併せて送付する。
- (3) 協賛ポスター（ステッカー）は、利用者や県民が見やすい場所へ掲示するものとする。
なお、利用者に対し、特典サービスの内容を任意の方法により掲示するよう努めること。
- (4) 協賛店舗等の登録は、1 店舗・施設ごととします。
- (5) 県は、協賛店舗等について、店舗等の名称、所在地及びサービス内容をとりまとめ、県ホームページや SNS 等により広く県民に周知するものとする。
- (6) 協賛店舗等の登録にあたっては、県からの配信メールを受信することへ同意したものとする。
- (7) 県は、協賛事業者が、本項第 1 号に定める申込みを行った際に、熊本県と協賛店舗等との権利義務関係について定めるこの要項の内容に同意したものとする。
- (8) 県は、本事業の実施状況の把握にあたり、協賛店舗等に対して報告等の協力を求めることがある。

5 登録有効期限

協賛店等の登録の有効期限は、登録を行った後の最初の 3 月 31 日までとする。ただし、期限終了の 1 か月前までに、協賛店舗等又は県のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期限をさらに 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

6 サービス提供の業種

協賛事業者は、それぞれの協力できる範囲内で、特典サービスを提供するものとし、その業種は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、本事業の趣旨にそぐわないと知事が認めるものについては、本事業の結婚応援サービスとすることができない。

- (1) 結婚式場
- (2) ホテル・旅館
- (3) レストラン・飲食

- (4) ジュエリー
- (5) 記念品
- (6) 旅行業
- (7) 写真・着付
- (8) 保険・金融
- (9) 美容・理容
- (10) 住まい
- (11) 自動車
- (12) 家電
- (13) 生活品
- (14) その他パスポート利用者に資するサービス

7 登録内容の変更及び廃止

- (1) 協賛店舗等は、登録内容に変更が生じた場合、又は特典サービスの内容を更新する場合は、*hapi モン*の入力フォーム又は「くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等変更届出書」（第3号様式）により届け出る必要がある。
- (2) 県は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、審査の結果を運営サイト又は「くまもと結婚応援パスポート協賛店等変更決定（却下）通知書」（第4号様式）により通知する。
- (3) 協賛店等の登録の廃止を希望する場合は、*hapi モン*の入力フォーム又は「くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等廃止届出書」（第5号様式）により県に届け出ることができる。

8 登録の取り消しについて

県は、協賛店舗等が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができ、これにより利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

- (1) 協賛事業者が実施要綱又は本要項の規定に違反した場合
- (2) その他協賛事業者の協力実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

9 デザイン、ロゴの使用について

- (1) 国、地方公共団体及び協賛店舗等以外の者は、ポスター（チラシ）を使用することはできない。
- (2) 協賛店舗等が使用する場合は、自ら提供する特典サービスや、その自らの取り組みを周知する場合に限る。
- (3) ロゴのデザインを変更・改変することはできない。
- (4) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率を変えないこと。
- (5) カラーをつける場合は、原図のとおりの配色とすること。
- (6) ロゴのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。

(7) ロゴのデザインを協賛事業者の商標又は意匠に使用（登録）しないこと。

10 保証の否認及び免責

- (1) hapi モンにおける情報の掲載は、協賛店舗等及び協賛事業者が提供する特典サービスの情報を利用登録者に対して紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を県が保証するものではない。
また、県は、利用登録者が実在していること、権利能力及び行為能力を有していること等につき、いかなる保証も行うものではない。
- (2) 協賛事業者は、特典サービスの内容が、協賛事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとする。また、協賛店舗等としての認定及び hapi モンにおける協賛店舗等の情報掲載は、県が協賛店舗等に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。
- (3) 県は、協賛事業者と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して協賛店舗等において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。
- (4) (1) から (3) までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとする。
- (5) 県は、コンテンツが消失した場合に、協賛事業者に対して賠償責任を負わなものとする。

11 紛争処理及び損害賠償

- (1) 協賛事業者は、この規約に違反することにより、県に損害を与えた場合、県に対し、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 協賛事業者は、特典サービスの提供又は本事業の実施に関し、利用者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとする。

12 権利譲渡等の禁止

協賛事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

13 準拠法及び裁判管轄

この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとする。

また、この規約に関して、協賛事業者と県との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、熊本簡易裁判所又は熊本地方裁判所とする。

14 協議解決

この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛事業者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとする。

15 申込み・問い合わせ先

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課子育て支援企画班
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
TEL:096-333-2225 FAX:096-383-1427
E-Mail:kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp

附則

この要項は、令和 3 年（2021 年）5 月 24 日から施行する。

別記第1号様式

くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等登録申込書

熊本県健康福祉部

子ども・障がい福祉局子ども未来課担当 行

令和 年(年)月 日

くまもと結婚応援パスポート事業の趣旨に賛同し、次のとおり協賛店舗等として参加を申し込みます。

1 協賛店舗等 基本情報（※必須項目）

(フリガナ) ※	
店舗（施設）名※	
お祝いメッセージ※ (100字以内)	
業種※	<input type="checkbox"/> 結婚式場 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> レストラン・飲食 <input type="checkbox"/> ジュエリー <input type="checkbox"/> 記念品 <input type="checkbox"/> 旅行業 <input type="checkbox"/> 写真・着付 <input type="checkbox"/> 保険・金融 <input type="checkbox"/> 美容・理容 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 家電 <input type="checkbox"/> 生活品 <input type="checkbox"/> その他利用者に資するサービス
店舗の紹介※ (200字以内)	
予約用 URL または 電話番号※	電話 URL
住所※	(〒 -) 熊本県

電話番号※	
FAX 番号	
E-mail	
店舗 HP 等の URL	
営業時間・休日※ (24 時間表示)	
交通アクセス	
特典サービス※	
名称	
内容	
イベント	<input type="checkbox"/> デート <input type="checkbox"/> プロポーズ <input type="checkbox"/> 親挨拶 <input type="checkbox"/> 知人紹介 <input type="checkbox"/> 新生活 <input type="checkbox"/> 顔合わせ <input type="checkbox"/> 結婚式 <input type="checkbox"/> ハネムーン
種類	<input type="checkbox"/> 料金割引 <input type="checkbox"/> ポイント付与 <input type="checkbox"/> 記念品プレゼント <input type="checkbox"/> オーダーメード <input type="checkbox"/> 思い出づくり <input type="checkbox"/> オリジナル特典

(記入上の注意点)

特典サービスが複数ある場合は、「特典サービス※」以下の項目を複写して追記すること。

2 担当者情報（※必須項目）

担当者名※	氏名※	
	フリガナ※	
担当者所属		
担当者連絡先※		
メールアドレス※		

※ご記入いただいた担当者名やメールアドレス等の個人情報は、本申込書の記事内容の確認や協賛店舗等に係るお知らせ等、県から協力事業者に連絡を行うために利用し、県ホームページ、hapi モン等へ掲載することはありません。

また、連絡用以外の目的のために利用したり、無断で第三者に提供することはありません。

その他、画像データがあれば、本様式とは別に添付すること。

(hapi モン及び熊本県公式 LINE アカウント「聞きなっせ AI くまもとの子育て」の位置情報検索画面に表示されます。)

別記第2号様式

子未来第 号
令和 年(年)月 日

くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等登録決定(却下)通知書

(団体名:代表者名)

○○○○○○○○ 殿

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

令和 年(年)月 日付けで申請があった件について、審査の結果、以下のとおり、登録を

決 定・却 下 し ます。

対象協賛店舗等

(フリガナ)	
協賛店舗・施設名	
住所	(〒 -) 熊本県

(却下理由)

※却下時は理由を記載

別記第3号様式

くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等変更届出書

熊本県健康福祉部

子ども・障がい福祉局子ども未来課担当 行

令和 年(年)月 日

次のとおり、くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等としての登録内容の変更を届け出ます。

(フリガナ)	
法人名等	
(フリガナ)	
代表者	
協賛店舗・施設名	
住所	(〒 -) 熊本県
変更事項	
変更(予定)日	

2 担当者情報

担当者名	氏名	
	フリガナ	
担当者所属		
担当者連絡先		
メールアドレス		

※ご記入いただいた担当者名やメールアドレス等の個人情報は、本申込書の記事内容の確認や協賛店舗等に係るお知らせ等、県から協力事業者に連絡を行うために利用し、県ホームページ、hapi モン等へ掲載することはありません。

また、連絡用以外の目的のために利用したり、無断で第三者に提供することはありません。

別記第4号様式

子未来第 号
令和 年(年)月 日

くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等登録変更決定(却下)通知書

(団体名:代表者名)

○○○○○○○○ 殿

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

令和 年(年)月 日付けで申請があった件について、審査の結果、以下のとおり、変更を

決 定・却 下 し ます。

対象協賛店舗等

(フリガナ)	
協賛店舗・施設名	
住所	(〒 -) 熊本県

(却下理由)

※却下時は理由を記載

別記第5号様式

くまもと結婚応援パスポート協賛店等廃止届出書

熊本県健康福祉部
子ども・障がい福祉局子ども未来課担当 行

令和 年(年)月 日

次のとおり、くまもと結婚応援パスポート協賛店舗等としての登録の廃止を届け出ます。

(フリガナ)	
法人名等	
(フリガナ)	
代表者	
協賛店舗・施設名	
住所	(〒 -) 熊本県

2 担当者情報

担当者名	氏名	
	フリガナ	
担当者所属		
担当者連絡先		
メールアドレス		

※ご記入いただいた担当者名やメールアドレス等の個人情報は、本申込書の記事内容の確認や協賛店舗等に係るお知らせ等、県から協力事業者に連絡を行うために利用し、県ホームページ、hapi モン等へ掲載することはありません。また、連絡用以外の目的のために利用したり、無断で第三者に提供することはありません。